

金沢版サテライトオフィス等開設支援モデル事業 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本実施要領は、内閣府「デジタル田園都市国家構想交付金 デジタル実装タイプ 地方創生テレワーク型」を活用し、民間企業等が運営する施設をテレワーク等が行え、かつ企業等のサテライトオフィス等として活用可能な拠点施設として整備・運営しようとする事業者を対象とし、施設改修費用等の一部を支援する補助対象候補者を公募型プロポーザルにより選定するために必要な事項を定めるものである。

2 前提条件

本公募は、本市の予算の成立を前提とし、加えて、内閣府「デジタル田園都市国家構想交付金 デジタル実装タイプ 地方創生テレワーク型」の予算成立、及び当該交付金の採択を前提として行うものである。

従って、当該交付金の採択の内容等によって事業内容や予算額等が変更となることがあり、また、不採択となった場合には、事業を執行停止し、補助対象候補者についてはその選定を取り消すこととなるとともに、本プロポーザル参加に要した費用等の請求もできないこととするので、予めご承知おきください。

3 事業概要

(1) 対象事業名

金沢版サテライトオフィス等開設支援モデル事業

(2) 事業の目的

金沢市集約都市形成計画で定める都心拠点等で民間企業等が運営するサテライトオフィス等の施設整備費の一部を支援することにより、本市への新たな人の流れを創出し、「転職なき移住」を実現することで、将来に向けた企業進出やクリエイター誘致に繋げ、移住・定住人口の増加を目指すことを目的とする。

(3) 施設の機能

以下の機能を備えること。

- ・金沢の食、伝統文化・工芸の情報発信スペースを設置すること。
- ・情報セキュリティが確保された Wi-Fi 等のインターネット環境を整えること。
- ・利用者同士が交流できるスペースを備えること。
- ・周囲に気を配ることなく web 会議が可能なスペースを備えること。

(4) 投資額要件

投資額合計が 500 万円以上の見込みであること。

(5) 補助率及び補助上限額

以下のとおりとする。

持続性等の観点から、施設整備・運営費の 5 割以上の金額を自己負担していただくものとする。

また、事業内容や当該交付金の採択結果等によって変更となる場合がある。

	補助上限額	補助率
施設整備・運営費	3,000 万円	1 / 2 以内
プロジェクト推進費	1,200 万円	1 / 2 以内

※補助金の額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(6) 採択件数

1 件

(7) 事業実施期間

交付決定日から令和6年2月29日（土）まで

(8) K P I〔重要業績評価指標〕

令和8年度末（事業終了後3年後）までに、次のK P Iを達成するよう施設整備及び運営を行うこと。

①整備したサテライトオフィス等を利用する企業・団体数	15社
②整備したサテライトオフィス等を利用する企業・団体のうち、石川県外の企業・団体数	4社
③整備したサテライトオフィス等の年間延べ利用者数	800人
④整備したサテライトオフィス等の利用者のうち、石川県外の利用者の割合	35%
⑤整備したサテライトオフィス等の利用に起因する移住者数	15人

4 対象経費

(1) 施設整備・運営費

以下のとおりとする。

なお、施設整備費、什器・機器導入費において、原則対象外経費となるものについては、当該施設の整備・運営費の交付対象事業費（補助対象経費）全体の2割以内で対象とすることができる。

区 分	内 容
施設整備費	<ul style="list-style-type: none">・対象とする施設の新築、増築、改築、模様替え、修繕その他の改修に係る経費・対象施設として整備される建築物と構造上一体となっていて、テレワークにより働く環境又は機能を有する上で必要と認められる設備（電気、ガス、給排水、空調設備、トイレ等）に係る経費※ 以下の経費については、当該施設の整備・運営費の補助対象事業費全体の2割以内とする。<ul style="list-style-type: none">・用地取得費・造成費、外構工事費・既存施設の除却・解体費・整備対象施設の取得費※ テレワークにより働く環境又は機能を有する上で必要と認められない施設整備であるが、利用促進の観点から事業に必要と認められる施設整備に係る経費については、当該施設の整備・運営費の補助対象事業費全体の5割未満で対象とすることができる。
通信環境整備費	<ul style="list-style-type: none">・施設内のWi-Fi、LAN環境の構築（機器の購入、レンタル、設置工事）、光ファイバの敷設（クロージャールから施設構内への引き込み工事、通信事業者の提供する光回線サービス利用料、これらのアクセス回線を用いインターネットに接続するためのISP利用料）等に係る経費
什器・機器導入費	<ul style="list-style-type: none">・テレワークにより働く環境又は機能を有する上で必要と認められる什器・機器（机、イス、パソコン、プリンタ、コピー機等）に係る経費※ テレワークにより働く環境又は機能を有する上で必要と認められ

	ない什器・機器であるが、利用促進の観点から事業に必要と認められる什器・機器に係る経費については、当該施設の整備・運営費の補助対象事業費全体の5割未満で対象とすることができる。
施設運営・管理費	・テレワークにより働く環境又は機能を有する上で必要と認められる施設運営・管理に係る経費（人件費、光熱水費、通信料、賃借料等）

(2) プロジェクト推進費

施設整備・運営費以外のソフト経費で、以下のとおりとする。

- ・プロモーション経費（動画、ポスター、ホームページの製作等）
- ・ビジネスマッチング・セミナー経費
- ・企業の採用活動経費（インターン、説明会）
- ・オンライン会議用ブース料（リース等）
- ・その他外注費等

5 参加資格要件

本プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 本事業は、内閣府「デジタル田園都市国家構想交付金 デジタル実装タイプ 地方創生テレワーク型」を活用するものであり、施設整備・運営開始から5か年度以上事業を継続することができる者
- (2) 市税の滞納がない者
- (3) 官公庁等（第三セクターのうち、出資金が10億円未満の法人又は地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではない者
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める風俗営業者でない者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその構成員に該当しない者
- (6) 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定する政治団体又は宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定する宗教団体に該当しない者
- (7) 事業の内容が公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがある等の理由により補助金を交付することが不相当であると認められない者

6 補助対象候補者の選定スケジュール

内 容	日 程
公募開始	令和5年2月22日（水）
申請受付（書類提出）期間	令和5年2月22日（水）～3月17日（金）
質問受付期限	令和5年3月10日（金）
質問回答期限	令和5年3月15日（水）
参加資格確認結果通知	令和5年3月20日（月）
プレゼンテーション審査	令和5年3月27日（月）午後1時30分～
結果通知	令和5年3月下旬～令和5年4月上旬予定

7 参加申請等

本プロポーザルに参加を希望する者は、次により参加申請書等を提出すること。

参加申請を行った者に対しては、参加資格確認終了後、次により参加資格確認結果通知書を交付する。

なお、提出期限までに参加申請書等を提出しない者又は参加資格確認結果により参加資格が無いと認められた者は、本プロポーザルに参加することはできない。

(1) 提出期限

令和5年3月17日（金）午後5時まで

(2) 提出書類

以下の書類データを提出期限までに提出すること。

- ①参加申請書（様式第1号）
- ②市税納税証明書（固定資産税・都市計画税、法人市民税及び事業所税）
- ③定款及び法人登記簿謄本
- ④申請事業者の直近2年分の財務諸表（任意様式）
- ⑤会社概要書 ※任意様式、パンフレットでも可
 - ・会社の沿革、組織が分かる書類
- ⑥企画提案書 ※A4サイズ、任意様式
 - ・事業概要及び事業実施による効果等を記載してください。

〈必須記載事項〉

大項目	記載事項名	内容
事業者 情報	申請（代表）事業者の概要	代表者氏名、住所、連絡先、創設年月日、類似事例の有無（有の場合は詳細情報）等
	事業拠点とする支店・営業所の概要	支店等で申請する場合、所在地等
	共同提案者の概要	コンソーシアム等により共同提案者がいる場合
	事業実施体制	実施責任者、施工管理事業者、施設運営管理者、その他事業実施者数
施設 情報	対象施設の概要	所在地、土地面積、延床面積、延床面積に占める事業対象フロア面積割合
	施設整備事業の詳細	事業名、事業の目的・効果、改修等の具体的内容、事業の新規性や先駆性等ほかの施設との差別点、サテライトオフィス等としての機能（交流スペース、web会議スペース、物理的・情報セキュリティ等）
運営 情報	施設運営事業の詳細	入居事業者（特に県外事業者）を増加させるための取組、想定される入居企業、リモートワーカーのイメージ（業種・業態・規模等）、地域（事業者）との関わりをつくる取組、想定している利用料金
	スケジュール	整備及び運営のスケジュール（概ね令和6年度末まで）

⑦見積書 ※A4サイズ、任意様式

- ・本事業の経費について、積算根拠が分かる経費内訳を記載してください。
- ・補助対象経費と補助対象外経費の別が分かるよう経費内訳を記載してください。
- ・施設設備・運営費とプロジェクト推進（プロモーション・ビジネスマッチング

等) 費の別が分かるよう経費内訳を記載してください。

- ・施設整備・運営費全体に係る自己負担額を記載してください。
- ・消費税抜きの金額を記載してください。

⑧対象施設の整備箇所が分かる平面図

⑨対象施設の整備後のイメージ図

⑩K P I [重要業績評価指標] (様式第 2 号)

⑪整備後の運営事業の 5 年間の収支計画 ※A 4 サイズ、任意様式

(3) 提出先及び提出方法

金沢市経済局企業立地課 (12 に同じ) へ電子メールにて提出すること。

(4) 参加資格要件確認結果の通知

参加資格要件確認終了後、令和 5 年 3 月 2 0 日 (月) を期限とし、電子メールにて通知する。

8 質疑応答及び説明会

(1) 質疑について

本プロポーザルに関する質問は、次により行うこと。

①電子メールにより質問書 (様式第 3 号) を提出することとし、質問箇所及び内容をわかりやすく記載すること。

②他の方法による質問書は一切受け付けない。

③電子メール送付先 金沢市経済局企業立地課

アドレス kigyoun@city.kanazawa.lg.jp

件名は「金沢版サテライトオフィス等開設支援モデル事業に係る質問」とすること。

④受付期限 令和 5 年 3 月 1 0 日 (金) 午後 5 時まで

⑤回答方法 金沢市ホームページで随時公開

(2) 説明会について

本プロポーザルについて本市からの説明会は開催しない。

9 審査方法及び審査基準

(1) 審査方法

プロポーザル審査会においてプレゼンテーション審査を行い、提案内容を公平かつ客観的に評価する。プレゼンテーションの時間は 1 者につき、概ね 2 0 分間とし、1 0 分間の質疑応答の時間を設ける。

プレゼンテーションに当たり、必要な機材は全て申請事業者で用意すること。ただし、プロジェクター及びスクリーンは本市で用意する。

なお、プレゼンテーションの順番は、提案書等の提出順とする。

(2) 審査基準

①政策目的に対する適合性

- ・金沢市の地域資源を活かした魅力ある施設整備となっている
- ・都市部の仕事を地方でも行う地方創生テレワークの円滑な実施を可能とする取組となっている

②企業進出・滞在・移住の実現可能性

- ・進出・滞在・移住を働きかける企業像等が明確で、企業等のニーズに的確に対応した取組となっている
- ・事業内容に具体性があり、目標が明確になっている

③企業進出・滞在・移住の持続可能性

- ・ 交付金終了後も継続・発展可能な事業である
- ・ 事業収益の確保など事業継続の仕組みが整っている
- ④地域経済等への波及効果
 - ・ 地域の雇用や賑わいの創出など地域経済への波及効果が見込める取組となっている
 - ・ 地域における多様な主体が参画する取組となっており、他分野や、地域における技術的・経済的な波及効果が期待できる
- ⑤公益性、経費の妥当性
 - ・ 事業の内容に照らして過大な事業費が計上されておらず、過大な施設設置とならず、高い費用対効果を示せる取組となっている
 - ・ 経費の内訳が妥当である（適格である）

10 失格事項

次の各号に該当するものは、失格とする。

- (1) 企画提案書に虚偽の記載のあるもの
- (2) 提出期限内に提出できなかったもの
- (3) 審査結果に影響を与える工作等、不正な行為が行われたもの
- (4) 明らかに本要領に違反すると認められるもの

11 その他

- (1) 本プロポーザル参加に要する費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 審査の内容についての問合せには一切応じないものとする。また、審査結果に対する異議申立ては受理しないものとする。
- (3) 参加申請書等の提出後の修正等は認めない。ただし、明らかな誤りと本市との調整に基づく変更又は修正についてはこの限りではない。
- (4) 本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、書面（任意様式）で届け出ること。なお、参加の辞退には何ら不利益は伴わない。
- (5) プレゼンテーション審査に理由なく欠席又は遅刻した者は、辞退と見なす。
- (6) 参加申請書等は返却しない。なお、提出された書類は本プロポーザル選考以外の用途には使用しない。
- (7) 参加申請書等は原則として公開しない。ただし、本プロポーザル選考に係る情報公開請求があった場合は、参加申請書等を公開する場合がある。
- (8) 事業の実施にあたっては、国の規定（「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」及び「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）」）やその他の関連規定を遵守することとする。

これら規定又は交付内容等に違反する等して交付決定の全部又は一部の取り消しを受けた場合は、期限を定めて、支払った補助金の返還を命じることとする。また、財産の処分を行った場合も、上記の規定及びその他の関連規定に基づいて補助金の返還が必要な場合がある。

12 事務局

〒920-8577 石川県金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市第一本庁舎5階

金沢市経済局企業立地課（担当：南山・小幡・木谷）

TEL：076-220-2225

電子メール：kigyou@city.kanazawa.lg.jp